

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和6年9月27日

草津市監査委員 岡 野 則 男
草津市監査委員 中 嶋 昭 雄

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
議 会 事 務 局	議 事 庶 務 課
総 合 政 策 部	人 権 政 策 課 企 画 調 整 課 男女共同参画センター
総 務 部	総 務 課 税 務 課
まちづくり協働部	市 民 課
環 境 経 済 部	商 工 観 光 労 政 課
建 設 部	河 川 課
上 下 水 道 部	上 下 水 道 総 務 課 給 排 水 課

(2) 監査の時期 令和6年5月22日から令和6年9月3日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適

合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和5年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：議事庶務課

重点項目
・議会運営費のうち政務活動費および議会運営事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：人権政策課

重点項目
・人権擁護平和啓発推進費のうち人権擁護推進費および人権擁護平和啓発推進費 ・環境改善事業費のうち環境改善維持整備費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：企画調整課

重点項目
・総合企画調整費のうち総合企画調整事務費 ・基幹統計調査事務費のうち基幹統計調査費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：男女共同参画センター

重点項目
・男女共同参画推進費のうち男女共同参画推進費および女性活躍推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：総務課

重点項目
・庁舎等管理費のうち庁舎管理費 ・公用自動車管理費のうちマイクロバス運行費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：税務課

重点項目
・賦課徴収費のうち軽自動車税賦課費および税務証明等事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：市民課

重点項目
・戸籍住民基本台帳事務管理費のうち個人番号カード交付費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：商工観光労政課

重点項目
・商工業振興対策費のうち商店街活性化推進費 ・工業振興推進費のうち工業振興事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：河川課

重点項目
・河川維持補修事業費のうち河川維持補修費 ・防災対策費のうち大雨警報警戒体制事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：上下水道総務課

重点項目
・料金調定及び事業全般のうち水道企画経理費および水道料金徴収費 ・下水道推進費のうち下水道推進事務費 ・下水道使用料賦課徴収費のうち使用料賦課徴収費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：給排水課

重点項目
・配水及び給水事業のうち給配水管維持管理費および配水給水事務費 ・污水管渠等維持管理費のうち公共下水道管渠維持管理費
意見・指摘事項
特になし